

地域住宅のあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 夕張市の地域住宅について幅広い視点から課題を検証し、改善に向けての方策を検討するため、地域住宅のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 夕張市における地域住宅の課題
- (2) 国の規制緩和に伴う公営住宅の入居基準の条例委任について
- (3) 市営住宅の空家活用
- (4) 定住促進策における民間賃貸住宅の役割
- (5) 中古住宅の流動化促進策
- (6) 市が造成した分譲地価格の見直し

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員を7名程度で構成し、うち女性は原則2名以上とする。

- (1) 公募による市民 4名（うち、女性を原則2名）
- (2) 民間賃貸事業者 1名
- (3) 地元企業関係者 1名
- (4) 建設課職員 1名

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置くこととし、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会の事務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者を副委員長とし、委員長の職務を代理するものとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長が務める。
- 3 会議は、委員の半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員長は、必要に応じ、委員以外の者をオブザーバーとして会議への出席を求め、又は他の方法により意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、まちづくり企画室において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が定める。

(附則) この要綱は、平成23年9月27日から施行する。